



## 新幹線運転取扱実施基準の改正に関する申し入れ

1. 取扱実施基準第12条2項の変更理由を明らかにすること。また、新幹線における車掌の役割及び車掌省略に伴う体制や運転士の取扱変更点を明らかにすること。

組合：9月にLCX故障が発生した。異常時の際も車掌を省略するのか。

会社：LCX故障の頻度は20年に1度程度と低いが、故障発生時  
出区前・始発駅発車前：車掌を手配する  
故障区間の手前を走行中：故障区間手前で車掌手配する  
故障区間を走行中：走り抜けてもらう  
故障区間に停車：車掌を手配するまでその場で停車  
という取扱いになる。

《列車防護係員の乗務を省略できる条件》

- ① 運転士が2名以上の場合
- ① 以外の場合は、②～⑤を満たす場合
- ② 指令と常時通信可能な設備がある
- ③ 保護スイッチ（EGS）がある
- ④ ATCが使用できる
- ⑤ 旅客が乗車しない

組合：ATCやEBもルールがあって教育されている。LCX故障に関しても停止することを前提に明確なルールを作るべきだ。

会社：故障の頻度が低いから問題ないとは考えていない。通信するための補完する術は必要であるので検討してい

組合：運転取扱ブロック図の改正もあるのか。

会社：これからであり、今日の議論踏まえ、運行本部を含め、細部を検討していく。

2. 回送列車同士の併合作業の取扱を明確にし、併合列車側に車掌を乗務させ安全性の向上を図ること。

組合：分併作業に必要な係員とは誰のことか。

会社：基本的には車掌である。

組合：回送どうしの分併作業の場合はどうするのか。

会社：車掌行路に組み入れ、車掌が誘導する。

組合：作業終了後の降車確認は誰がするのか。

会社：車掌・運転士の降車時の合図について検討する。

3. 在来線区における車掌乗務の考え方について明らかにすること。

会社：実施基準の別表を変更した上で車掌省略を実施する。

組合：現在まで車掌省略できない区間としていた理由・根拠を示すべきだ。

会社：理由・根拠を調べて別途回答をする。

**根拠も示せずに実施することを  
言い切る回答では議論にならない!**

4. 「試運転」「走行（耐久）試験」また「E a s t - i」列車走行時には安全確保のため列車防護要員として車掌を乗務させること。

会社：回送列車と同等な扱いと考える。検査員は列車防護係員にはならない。試験内容によって車掌を乗務させることはある。走行試験時は、運転責任者が乗っており、異常時対応は問題ない。旅客は乗車しないから列車防護係員は乗務しなくてもよい。



5. 「新幹線運転取扱実施基準」の改正に伴う社員への周知方法を明らかにすること。また、取扱の変更は社員周知終了後とすること。

組合：各乗務員へは最低でも2ヶ月の周知期間が必要である。  
職場の声を聞いて、しっかりと周知していくことを確認!

**様々な場面で生じる問題点を  
職場から検証しよう!**